

## 鹿児島工業高等専門学校情報教育システム利用規則

### (目的)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校情報教育システムセンター規則、鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ管理規程、鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ推進規程、鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ教職員規程、及び鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ利用者規程に基づき、本校の情報教育システムセンター（以下「センター」という。）が管理する設備の円滑な利用をはかることを目的とする。

### (利用者)

第2条 情報教育システムセンター長の許可を得た次の各号のいずれかに該当する本校の教職員は、センターが管理する設備を許可された範囲内で利用できる。

- 一 常勤教職員（再雇用教職員を含む）
- 二 非常勤教職員
- 三 派遣教職員
- 四 前各号のほか情報教育システムセンター長が指定する者

2 情報教育システムセンター長の許可を得た次の各号のいずれかに該当する本校の学生は、センターが管理する設備を許可された範囲内で利用できる。

- 一 本科生
- 二 専攻科生
- 三 外国人留学生
- 四 研究生
- 五 聴講生及び特別聴講学生
- 六 科目等履修生
- 七 前各号のほか情報教育システムセンター長が指定する者

3 情報教育システムセンター長の許可を得た次の各号のいずれかに該当する学外者は、センターが管理する設備を許可された範囲内で利用できる。

- 一 新任予定者、退任直後の者その他の本校の教職員に準じた扱いが必要な者
- 二 入学予定者、卒業直後の者その他の本校の学生に準じた扱いが必要な者
- 三 情報システムの設置、保守その他の本校が委託する作業を行う者
- 四 公開講座、一日体験入学その他の本校が開催する事業に参加する者
- 五 学会、会議その他の本校の教職員が職務として開催する事業に参加する者
- 六 前各号のほか情報教育システムセンター長が指定する者

4 前各項の規定にかかわらず、利用の範囲が軽微な場合には、情報教育システムセンター長は個人を特定せずにセンターが管理する設備の利用を認めることができる。

(利用の開始)

第3条 センターが管理する設備の利用を開始する者は、利用の範囲を明らかにして情報教育システムセンター長に利用の許可を申請しなければならない。ただし、正当な理由で申請ができない場合は、代理者による申請をもって代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、情報教育システムセンター長が認める場合は利用許可の申請を要しない。

(利用者の遵守事項)

第4条 センターが管理する設備を利用する者は、情報セキュリティ利用者規程その他の情報教育システムセンターに関連する規則を遵守しなければならない。

2 自ら管理する情報システムをセンターが管理する設備に接続して利用する者は、情報セキュリティ推進規程に基づく情報教育システムセンター長の指示に従わなければならない。

(利用の停止)

第5条 センターが管理する設備を利用する者が、センターの運営に重大な支障を生じさせたとき、又は支障を生じさせるおそれがあるときは、情報教育システムセンター長はその利用を停止できる。

(利用の変更)

第6条 利用する身分、利用する範囲その他のセンターが管理する設備の利用の様態を変更する者は、速やかに情報教育システムセンター長に届け出なければならない。ただし、正当な理由で届け出ができない場合は、代理者による届け出をもって代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、情報教育システムセンター長が認める場合は利用変更の届け出を要しない。

(利用の終了)

第7条 センターが管理する設備の利用を終了する者は、速やかに情報教育システムセンター長に届け出なければならない。ただし、正当な理由で届け出ができない場合は、代理者による届け出をもって代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、情報教育システムセンター長が認める場合は利用終了の届け出を要しない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 19 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 鹿児島工業高等専門学校情報教育システムセンター利用規則は廃止する。
- 3 鹿児島工業高等専門学校ローカルエリアネットワーク利用規則は廃止する。